

## 高松市消費生活教育出前講座実施要領

### 1 目的

次世代を担う若者を取り巻く環境の変化に対応し、児童・生徒が、賢い消費者として消費者トラブルにあわないよう、また、より良い社会の実現に向けて積極的な消費行動ができるよう、消費生活に関する基礎的知識を身につけることを目的とし、高松市消費生活教育出前講座（以下、「出前講座」という。）を実施する。

### 2 内容

出前講座の開催を希望する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校（以下、「出前講座希望校」という。）からの申込みにより、消費生活相談員を派遣し、児童・生徒が消費生活に関する基礎的知識を身につけられるよう講座を実施する。

### 3 対象等

高松市内の出前講座希望校に在籍する小学校5年生から高校3年生まで（特別支援学校にあっては小学部5年生から高等部3年生まで）を対象とし、学級又は学年単位で実施する。

### 4 講座内容及び講師

#### （1） 講座内容

- ア 消費生活教育に関する啓発用DVD等の視聴
- イ 消費生活教育に関する講演及び質疑応答

#### （2） 講師

高松市消費生活相談員

### 5 実施日時

月曜日から金曜日まで（土・日・祝日及び年末年始を除く）の午前9時から午後4時まで

### 6 実施場所

出前講座希望校が指定する場所（高松市内に限る）

### 7 費用

講師派遣に係る費用は無料

## 8 申込方法

出前講座希望校の代表者が、実施希望日の2週間前までに、別に定める申込書（様式第1号）を提出する。

## 9 決定通知

申込書の内容を審査の上、出前講座の実施を決定した場合は、別に定める決定通知書（様式第2号）を、当該出前講座希望校の代表者に送付する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号

## 消費生活教育出前講座申込書

申込日 年 月 日

申 込 者	学校名			
	住 所	高松市 町		
	代表者名			
	担当者名		T E L F A X	
	実施学年	年 組	参加人数	人
	実施場所			
実 施 日	第 1 希望	年 月 日 ( 曜日 )	時 分 ~ 時 分 ( 時間目 )	
	第 2 希望	年 月 日 ( 曜日 )	時 分 ~ 時 分 ( 時間目 )	
備 考				

## 消費生活教育出前講座決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました消費生活教育出前講座については、次のとおり決定したので通知します。

申 込 者	学校名			
	住 所	高松市 町		
	代表者名			
	担当者名		T E L F A X	
	実施学年	年 組	参加人数	人
	実施場所			
実 施 日	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分 ~ 時 分 ( 時間目 )			
備 考				